○文部科学省告示第七十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第五十九条第二項の規定に基づき、平成二十一年十二月二十五日付けをもって次の表に掲げる登録有形文化財の登録を抹消したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十二年四月九日

文部科学大臣　川端　達夫

名称	構造及び形式	関係告示	所在地
善通寺市観光交流センター（旧すし傳店舗）	木造二階建、瓦葺、建築面積二五七平方メートル	平成二十年文部科学省告示第二十五号	香川県善通寺市善通寺町二―三八六―三他

○文化庁告示第十五号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げるものを平成二十二年四月一日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十二年四月九日

文化庁長官　玉井日出夫

特例民法法人日本障害者リハビリテーション協会
特定非営利活動法人ロバの会
特定非営利活動法人奈良ＤＡＩＳＹの会
特定非営利活動法人点訳・音声訳集団一歩の会
特例民法法人伊藤忠記念財団

○国土交通省告示第三百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮沢の川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道寿都郡寿都町

字渡島町　一九六番二　一号

一九八番一　二号から十一号まで

字新栄町　二二八番三　十二号

二　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

役所沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道函館市高岱町

二五六番一　一号から八号まで

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

野田追川

三　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号及び三十四号

北海道二海郡八雲町

わらび野

三四一番地先河川敷　一号

三四七番　二号

三五二番一　三号、五号及び六号

三五二番三地先河川敷　四号

三六三番一　七号

桜野

一三五番地先河川敷　八号及び九号

一三八番一地先河川敷　十号及び十一号

一三九番一地先河川敷　十二号から十四号まで

一三二番四地先河川敷　十五号

一三三番二地先河川敷　十六号及び十七号

一三四番一　十八号

一三四番七地先河川敷　十九号

一二八番一地先河川敷　二十号

一二六番一地先河川敷　二十一号から二十三号まで

一二五番一地先河川敷　二十四号

一二五番四地先河川敷　二十五号

一二二番一地先河川敷　二十六号

一二二番三地先河川敷　二十七号

一二一番一地先河川敷　二十八号

一二〇番　二十九号

三　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道二海郡八雲町

わらび野

三四一番地先河川敷　一号

三四七番　二号

三五二番一　三号、五号及び六号

三五二番三地先河川敷　四号

七号

桜野

一三五番地先河川敷　八号及び九号

一三八番一地先河川敷　十号及び十一号

一三九番一地先河川敷　十二号から十四号まで

一三二番四地先河川敷　十五号

一三三番二地先河川敷　十六号及び十七号

一三四番一　十八号

一三四番七地先河川敷　十九号

一二八番一地先河川敷　二十号

一二六番一地先河川敷　二十一号から二十三号まで

一二五番一地先河川敷　二十四号

一二五番四地先河川敷　二十五号

一二二番一地先河川敷　二十六号

一二二番三地先河川敷　二十七号

一二一番一地先河川敷　二十八号

一二〇番　二十九号

三十号及び三十一号

一一九番一地先河川敷　三十二号

一一八番一地先河川敷　三十三号及び三十四号

四　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

八幡川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成十二年建設省告示第千七百三十四号で指定した第六号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道函館市島泊町

一四〇番一地先河川敷　一号

一七七番地先河川敷　二号

一七八番二　三号

五　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蒜沢川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成十四年国土交通省告示第千八十六号で指定した第二号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道函館市桔梗町

四五二番一　一号

四五二番一地先道路敷　二号

四五二番三地先道路敷　三号

四五二番三　四号

四五二番二　五号

四四七番一地先河川敷　六号

六　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

パンケオイチャヌンペ川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道瀬棚郡今金町字日進

一三三番一　一号

一七六番一　二号

一七七番一　三号

一八〇番地先国有地　四号

一八四番　五号

一八三番一　六号

三四九番一　七号

三四八番一　八号

三五〇番一　九号

三〇七番　十号

三五二番一　十一号

三五四番地先河川敷　十二号及び十三号

三九六番一　十四号

三八番地先河川敷　十五号

一四番二　十六号及び十七号

三一番三地先河川敷　十八号

三一番二　十九号

三五番七　二十号

三六番一地先河川敷　二十一号

一四七番二　二十二号及び二十三号

一四七番二地先河川敷　二十四号

一七〇番　二十五号及び二十六号

一三四番　二十七号

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

トヨマナイ川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十五年建設省告示第九百三十九号で指定した第八号に掲げる土地並びに昭和六十年建設省告示第千七百三十五号で指定した第八号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道中川郡中川町

北海道大学中川研究林九五林班　一号から三号まで

四四八番一　一号

四五〇番一　二号及び三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を昭和五十五年建設省告示第九百三十九号で指定した第八号に掲げる土地並びに昭和六十年建設省告示第千七百三十五号で指定した第八号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道中川郡中川町字中川

一号

二号及び三号

○国土交通省告示第三百三十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月九日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

金川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三号を平成二十年国土交通省告示第千百九十八号で指定した第三号に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県笛吹市御坂町上黒駒字北門前

三一六五番地先河川敷　一号

三一六一番　二号

三二二九番地先河川敷　三号